Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 2 年 1 月 3 1 日 国 土 交 通 省

# 株式会社ブロードリンクに対する指名停止措置について

### 1. 事実概要

株式会社ブロードリンクの使用人(元社員)は、東京都大田区にある同社に保管されていた ハードディスクを盗んだとして、窃盗容疑で令和元年12月6日に逮捕され、12月27日に 起訴された。

なお、国土交通省においては、平成27年度以降、パソコンのデータ消去等に関する同社と の直接契約が計4件・約2千万円あるが、情報流出は確認されていない。

#### 2. 指名停止措置について

#### (1) 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号に該当するため、指名停止措置を講ずるものとする。

(2)措置対象業者

株式会社ブロードリンク

(3)措置期間

令和2年1月31日(金)[本日]から2ヵ月

## (4) 実施機関

国土交通本省、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院(本院及び関東・北陸地方測量部管内)、関東地方整備局、北陸地方整備局、関東運輸局、北陸信越運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、海難審判所、海上保安庁、第三管区海上保安本部、第九管区海上保安本部

<問い合わせ先>(代表03-5253-8111)

【指名停止措置関係】

〇国土交通省大臣官房会計課

企画専門官 吉田(内線21662)直通:03-5253-8199

FAX: 03-5253-1528

〇国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 渡邉(内線21833)直通:03-5253-8206

FAX: 03-5253-1530

【株式会社ブロードリンクとの直接契約関係】

〇国土交通省総合政策局情報政策課

IT 戦略企画調整官 岡田(内線28102) 直通:03-5253-8341

情報危機管理官 内田(内線28501) FAX:03-5253-1564

# ○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (抄)

#### 別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し 不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方と して不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<sup>※</sup>本措置要領は、物品、役務等についても準用して適用される。

## ○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準 (抄)

## 7 別表第2関係

- 七 業務に関する「不正または不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとすること。
  - イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が当該部局が所管する区域 内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提 起された場合

口 (略)